事務連絡

令和２年４月９日

保護者の皆様

大津市福祉子ども部保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育料等の取り扱いについて（お知らせ）

　平素は、本市の保育行政へのご理解、また、このたびは家庭保育等にご協力いただき誠にありがとうございます。

　さて、新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育料等の取り扱いについては、国からの通知等により随時対応しており、このたび、本市の取り扱いを以下のとおりお知らせいたします。

　ご不明な点は、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

**１．３月分保育所保育料の取り扱いについて**

　　　３月分保育料を日割り計算いたします。先にご案内している日割り計算の要件「休園（欠席）日数が６日以上の場合に限り、」が、国からの通知で削除され、「休園（欠席）日数が６日に満たない場合」も日割り計算することになりました。

　　　日割り計算は、各保育施設等に登園された日数を確認し行いますので、保護者様に申告いただく必要はありません。

　　 　【保育所へお通いの方】徴収させていただきました３月分保育料の還付分は、５月下旬に振替口座へ振り込み予定です。

　　　【認定こども園、地域型保育施設へお通いの方】還付等は各園にお尋ねください。

**２．４月以降保育所保育料の取り扱いについて**

　　　３月分と同様に、保育料を日割り計算いたします。

　　　また、還付についても３月分と同様に行います。（一旦、月額保育料を全額徴収させていただき、日割り計算後

に還付させていただきます。）

　　　なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、日割り計算の取り扱いは変更となる場合がありますので、その際は改めてお知らせいたします。

**３．育児休業からの復職日の延長について**

　　　４月入所で令和２年５月１日までに育児休業からの復職を予定されている方で、新型コロナウイルス感染症対策の観点から家庭保育されるため等により育児休業を延長される場合には、お子様の保育施設の在籍を継続しながら、１ヶ月単位で復職日の延長を認めることとしました。

　　　手続き等の詳細については、お問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

大津市福祉子ども部保育幼稚園課

　　電話：077-528-2746（直通）